

栄町 2 丁目自治会
会 則

平成 21 年 4 月 1 日

栄町2丁目自治会

会 則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は栄町2丁目自治会と称する。

(会 員)

第2条 本会は栄町2丁目居住者及び事業者で本会の趣旨に賛同した者をもって
会員とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は会員相互の親睦を図り協同精神によって住みよい環境をつくる事
を目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦と福祉の増進に関する事業
- 二 防犯及び防災に関する事項
- 三 青少年の健全な育成、助成に関する事業
- 四 住みよい環境の町づくりに関する事項
- 五 その他会の目的達成に必要な事業

第三章 役 員

(役員及び幹事、相談役)

第6条 本会に次の役員及び幹事、相談役を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 各部長及び副部長
- 監 事 2名

2. 幹事は各組2名を原則とする。
3. 相談役は若干名。

(役員及び幹事、相談役の選任)

第7条 役員は、役員、幹事会で推薦し、総会の承認を得て選任し、監事は総会にて選任する。

尚、役職については役員の間選による。

2. 幹事は各組において選任し、任期は1年とし再任を妨げない。
又役員の間任も妨げない。
3. 相談役は役員会の間認を得て会長、副会長通算6年以上の間験者の中から会長が委嘱する。

(役員の間務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その間務を代行する。
3. 総務部長は、議事録その他の記録を作成保管し、他の部に属せざる事項を処理する。
4. 経理部長は、会の間理事務を司る。
5. 文化部長は、会員の親睦を図り、地域文化の間興に努める。
6. 生活安全部長は、生活安全確保及び環境美化、地域ゴミ対策推進に関する事務を行う。
7. 福祉部長は、会員の福祉厚生を図り、健康な環境づくりに努める。
8. 子供会部長は、幼児、児童及び生徒の健全なる育成と社会教育の間興に努める。
9. 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その間務を代行する。
10. 監事は、本会の間務及び会計を監査し、総会において会計監査報告をする。

(幹事の間務)

第9条 幹事は、組内の間情に精通し、事業活動の間進に努める。

2. 組内の間員数を把握し、会費を徴収し本会に納入する。

(相談役の間務)

第10条 相談役は、本会の間談に応じ助言をする。

(役員の間任)

第11条 会長の間任は3年とし、その他の役員は2年とする。補欠就任した役員の間任は前任者の間任期間とする。

第四章 会 議

(会 議)

第12条 本会の間議は総会、幹事会、役員会とし会長がこれを召集する。

2. 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催し、臨時

総会は必要に応じて、これを開くことができる。

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であつて、次の事項を付議する。

- 一 事業、予算、決算に関すること
- 二 役員を選任
- 三 会則の変更その他重要事項

(定足数及び議決)

第14条 会議は各会議構成員の定数の過半数で成立し、議決は出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

総会は幹事定数の2分の1をもって成立するものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会で選出し、幹事、役員会の議長は会長がこれにあたる。

第五章 会 計

(会計)

第16条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 会費は月額150円とし、独身学生に限り月額50円とすることが出来る。幹事は1年分を4月に取りまとめ納入する。一旦納入した会費は返却しないものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 雑 則

(弔慰)

第18条 本会の功労者には記念品を贈呈する。その額については役員会で決定する。

2. 会員及び家族の逝去に際しては弔慰を表する。弔慰金は5,000円を供する。
3. 本会の功労者には供花を呈す。

(役員解任)

第19条 本会の役員は幹事、役員会の3分の2以上の解任決議により解任することが出来る。

(会員の除名)

第20条 本会の会員は幹事、役員会の3分の2以上の決議により除名することが出来る。入会の拒否も前項に同じ。

(会員の権利)

第 21 条 会員は総会に出席し、その他の会議は傍聴することが出来る。

(表彰)

第 22 条 役員及び会員の表彰については、役員会で決議する。

附 則

1. この規約は昭和 46 年 5 月 29 日より施行する。
2. 昭和 56 年 4 月、昭和 59 年 4 月、昭和 60 年 4 月改訂。
3. この会則は、平成 2 年 6 月 10 日より規約を改訂施行する。
4. この会則は、平成 18 年 4 月 1 日より改訂施行する。
5. この会則は、平成 21 年 4 月 1 日より改訂施行する。